

伊勢崎市監査委員告示第 2 号

公 表 書

平成 28 年度定期監査を執行したので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 16 日

伊勢崎市監査委員	猪 俣 健
同	光 山 喜一郎
同	須 永 武 久

記

1 定期監査報告書

伊勢崎市消防本部及び各署

## 平成28年度定期監査結果報告書

### 1 監査の対象

伊勢崎市消防本部及び各署

### 2 監査の期間

平成29年2月14日（火）

赤堀消防署 東消防署 境消防署 伊勢崎消防署南分署 玉村消防署  
伊勢崎消防署北分署 伊勢崎消防署西分署 伊勢崎消防署  
消防本部（指揮調査課 通信指令課 警防課 予防課 総務課）

### 3 予算科目

平成28年度一般会計

### 4 監査の概要

#### （1）予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記の事項に重点を置き、予備監査を実施した。

- ア 人事関係諸書類の整備状況について
- イ 歳入、歳出予算の執行状況について
- ウ 契約関係書類の整備状況について
- エ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について
- オ 金銭の出納、預金通帳の管理について
- カ 物品（薬品含む）管理について

#### （2）本監査

当該監査は、監査委員3名と事務局職員が、消防本部の各課及び署の予備監査結果と提出書類に基づき、消防本部において質疑応答形式で実施した。また、本部、署については、現地に立ち入り、それぞれの責任者から

説明を受けるとともに、施設及び設備について外観的に査察を行った。

## 5 監査の結果

消防の役割は、かつては発生した火災を消火することと捉えられていたが、昨今では火災の予防・警戒・鎮火等により市民の生命及び財産を保護するとともに、地震に代表される各種災害の防除や被害軽減を目的としたものとなっている。さらに、最近では救急に関する住民ニーズも大きくなっており、消防は広く一般市民の安全を確保するための重要な組織として位置づけられている。

近年の複雑多様化する災害への確かつ柔軟に対処するため、消防救急デジタル無線システム及び高機能消防指令センターが運用開始され、消防機能の強化が図られたことは喜ばしいことである。一方で、機器が高性能・高機能なものになっており、これら高度化された機器への職員の習熟が課題になってくると思われることから、引き続き不断の努力を期待するものである。

また、人材面においては、平成23年度の条例定数の引き上げ以降、計画的な増員が図られてきているものの、熟練職員の数年来の大量退職により組織の若年化が進み、管理職員の経験不足や若手職員の技術不足が懸念されている。そのような中で、若手職員育成に向けての火災時対応マニュアルや事務処理等に係るマニュアルを作成するなど、問題解決への努力は評価されるところである。引き続き、教育体制の早期の確立を目指すとともに、消防署相互の効率的な応援体制、非常備消防との一層の連携強化等を図り、更なる消防力向上に努められることを望むものである。

書類関係においては、人事関係書類や契約関係書類における事務処理に不整合や不備があった。チェック体制の強化と法令等に則った事務処理の徹底を望むものである。

### (1) 消防本部

#### [事務改善]

人事関係書類において、時間外勤務等命令簿の記入誤りがあった。契約

関係書類では、仕様書で提出を求めている書類や完了報告書が未提出のもの、執行伺に随意契約とする理由が未記入のものがあった。また、行政財産目的外使用において、許可通知書に電気料の徴収に関する事項が未記載のものが散見された。チェック体制の充実と、適正な事務処理を望むものである。

## (2) 各署

### [事務改善]

人事関係書類において、週休日の振替簿兼代休日の指定簿で記入漏れや記入誤りがあった。また、出勤簿で週休日の勤務が反映されていないもの、特別休暇承認申請書で提出日と決裁日が不整合のものがあった。適正な事務処理を望むものである。